

令和4年11月30日  
観 光 庁

# 「第2のふるさとづくりプロジェクト」情報交換の場を開設します！ ～第2のふるさとづくり推進ネットワーク～

観光庁では、「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たな旅のスタイルの普及・定着を図るべく、「第2のふるさとづくりプロジェクト」を推進しています。

今般、本プロジェクトを更に推進するため、取組趣旨に賛同いただいた地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等による情報交換の場として「第2のふるさとづくり推進ネットワーク」を立ち上げることとしました。

第2のふるさとづくりプロジェクトを更に推進するための地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者、関係省庁等による情報交換の場となります。優れた取組手法や関係省庁からの情報の共有、メディア等への情報発信機会の提供、参画団体間での情報交換等を行っていくことで、新たな国内交流市場の開拓を図るものです。

第2のふるさとづくりプロジェクトにご関心のある組織・団体であればどなたでもご参加可能です。別紙の設立趣意書及び規約（案）をご確認の上、次のURLからご登録ください。

登録申請フォームURL：<https://forms.office.com/r/UzMByWRaCF>

幅広い方々のご参画をお待ちしております。詳細については別紙1～3をご確認ください。

なお、本ネットワークへの登録者を対象に12月中旬頃、キックオフイベントを開催する予定です。キックオフイベントでは、観光庁からのプロジェクトの説明、第2のふるさとづくりに取り組む地域の声や効果的な取組、第2のふるさとができた方の声などをお届けします。

イベントの詳細については、改めてご案内します。

注：本ネットワークへの登録期限は設けないこととしますが、キックオフイベントへのご参加を希望される場合は、別途ご案内する申込の期限をご参照ください。

## <第2のふるさとづくりプロジェクトとは>

新型コロナウイルス感染症の影響等によって働き方・住まい方に関する意識が変化する中で、密を避け、自然環境に触れる旅へのニーズなどが高まっています。また、大都市にはふるさとを持たない若者が増え、田舎に憧れを持って関わりを求める動きも存在しています。こうした新しい動きも踏まえ、国内観光の新しい需要を掘り起こし、地域経済を活性化する観点から、いわば「第2のふるさと」として、「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たな旅のスタイルを提案しています。

詳細はこちらをご参照ください。

●「第2のふるさとづくりプロジェクト」施策紹介ページ：

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/anewhometown.html>

●「第2のふるさとづくりプロジェクト」特設ページ：<https://www.mlit.go.jp/kankocho/anewhometown/>

●「第2のふるさとづくりプロジェクト」Instagram：<https://www.instagram.com/anewhometown/>



問い合わせ先

観光庁 観光地域振興部 観光資源課 担当：日比・若林・木村・濱渦

E-MAIL：[hqt-okaeri@mlit.go.jp](mailto:hqt-okaeri@mlit.go.jp)

TEL：03-5253-8111(代表) (内線：27-828、27-826) / 03-5253-8924(直通)

注：可能な限り、メールでのお問い合わせにご協力をお願いします。

## 第2のふるさとづくり推進ネットワークの設立について

### 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響等によって、混雑や密を回避し、自然環境に触れる旅へのニーズや田舎を持たない都会の若者が増え、田舎に何等かの関わりを求める動きなどがある。こうした動きや新型コロナウイルス感染症によって働き方や住まい方が流動化している機会を捉え、国内観光の新たな需要を掘り起こし、地域経済を活性化する観点から、観光庁では「第2のふるさとづくり（何度も地域に通う旅、帰る旅）」という新たな旅のスタイルを推進している。

このような新たな旅のスタイルを促進することは、交流人口・関係人口の拡大だけでなく、二地域・多地域居住や移住の促進に資するものと考えている。

このため、関係省庁と連携し、取組趣旨に賛同する地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等（以下「参画団体」）による「情報交換の場」として「第2のふるさとづくり推進ネットワーク」を立ち上げ、参画団体への優れた取組手法や関連省庁からの情報の共有、メディア等への情報発信機会の提供等を行うことで、新たな国内交流市場の更なる開拓を図る。

### 2. 事務局

国土交通省観光庁観光地域振興部観光資源課

### 3. オブザーバー（予定）

内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

### 4. 協議会の構成

第2のふるさとづくりプロジェクトに関心のある地方公共団体（都道府県・市区町村）、観光地域づくり法人（DMO）、交通事業者・金融機関・観光事業者をはじめとする民間事業者等

### 5. 主な活動内容

- ・第2のふるさとづくりに関する施策、事例等の情報の共有、発信
- ・第2のふるさとづくりに取り組む事例の情報交換、相互交流
- ・第2のふるさとづくりに係るノウハウ等の周知・普及、機運醸成
- ・その他

## 第2のふるさとづくり推進ネットワーク規約（案）

### （名称）

第1条 本ネットワークは、第2のふるさとづくり推進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

### （目的）

第2条 ネットワークは、新型コロナウイルス感染症によって働き方や住まい方が流動化している機会を捉え、「第2のふるさとづくり（何度も地域に通う旅、帰る旅）」という新たな旅のスタイルの推進に取り組む地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等が第2のふるさとの推進に係る様々な施策や事例等の情報の交換・共有や発信を行うことにより、新たな旅のスタイルの普及と気運醸成を図り、新たな交流市場の開拓を目的とする。

### （活動内容）

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）第2のふるさとづくりに関する施策、事例等の情報の共有、発信
- （2）第2のふるさとづくりに取り組む事例の情報交換、相互交流
- （3）第2のふるさとづくりに係るノウハウ等の周知・普及、機運醸成
- （4）前各号に定めるもののほか必要と認める事業

### （構成員）

第4条 ネットワークの構成員は第2のふるさとづくりプロジェクトに関心のある地方公共団体（都道府県・市区町村）、観光地域づくり法人（DMO）、交通事業者・金融機関・観光事業者をはじめとする民間事業者等の組織・団体とする。

- 2 ネットワークへの加入を希望する者は、所定のフォーム（電磁的方法）により事務局に提出することで、構成員となることができる。
- 3 加入を希望する者は、暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下「反社会的勢力」という。）と関係がないこととする。
- 4 ネットワークからの退会を希望する者は、その旨を所定のフォーム（電磁的方法）により事務局に届け出ること、退会することができる。
- 5 事務局は、構成員が次の各号のいずれかに該当する場合、その構成員を除名することができる。
  - （1）この規約に違反し、又はネットワークの信用を著しく害したとき
  - （2）構成員が解散し、又は営業を停止したとき
  - （3）反社会的勢力と関係があることが判明したとき
  - （4）その他協議会の運営に当たって重大な支障が生じると認められるとき

(幹事会)

第5条 事務局は、必要に応じ、幹事会を設置し、ネットワークの運営に関する検討を行う。

(会費)

第6条 入会金、会費等は徴収しない。ただし、ネットワークの活動のために必要となる経費（交通費等）については各構成員が自ら負担するものとする

(事務局)

第7条 ネットワークに、事務を処理するための事務局を置く。

2 事務局は、当面の間、国土交通省観光庁観光地域振興部観光資源課とする。

(個人情報の取扱い)

第8条 ネットワーク構成員の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の個人情報に関する法令の規定に基づき、事務局で適切に管理し、構成員の許可なく第三者には提供しないものとする。ただし、法令に基づく場合、人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合、又は事務局がネットワークの目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いの全部若しくは一部を委託する場合は、この限りでない。

附 則

この規約は、令和4年12月●日から施行する。

# 第2のふるさとづくりプロジェクト(「何度も地域に通う旅、帰る旅」)

【別紙3】

- インバウンドが本格的に回復するまでには時間がかかるため、国内観光需要の掘り起こしが必要。
  - 新型コロナウイルス感染症の影響により、密を避け、自然環境に触れる旅へのニーズが増加。また、大都市にはふるさとを持たない若者が増え、田舎にあこがれを持って関わりを求める動きも存在。
  - こうした新しい動きも踏まえ、働き方や住まい方が流動化している今、
    - ① いわば「第2のふるさと」を作って、「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たなスタイルを推進・定着させ、
    - ② 地域が一体となって「稼げる地域」とし、地域活性化を図りたい。
- ⇒ 令和4年度、モデル実証を展開し、実践を通じ更に課題を見出し、次年度以降の事業に活かしていく。

## ① 滞在コンテンツ

### お手伝い型なりわい観光コンテンツ提供

(三重県鳥羽市)



人材不足に悩むワカメ漁 ⇔ 社会貢献をしたい都市部人材  
 → 体験にとどまらず、「第2のふるさと」化

### 地域の課題解決に参画するコンテンツ提供

(山梨県北杜市)



○ 多世代が集う社員研修の中で、地方部でコメ作りに参画  
 ○ 荒地の整備から田植え、収穫までを経験。  
 → 地域の課題解決参画により、「第2のふるさと」化

## ② 滞在環境

### 古民家活用による魅力的な滞在環境提供

(兵庫県丹波篠山市)



○ 古民家を活用し、宿泊、飲食等を通じて限界集落を再生  
 ○ マルシェ等により新たな交流を創出し、魅力的な生業・居住環境等を提供

### 港町の個性ある空き家群を面的に再生

(広島県尾道市)



○ 地域に多数存在している問題になっている空き家を改築し、地域の生活感ある新しい宿泊の受け皿を用意し、柔軟な滞在環境を提供

## ③ 移動環境

### 鉄道運賃 + 宿泊サブスクリプション



○ J R 西日本と(株)KabuK Styleが提携  
 ○ 交通運賃割引・宿泊施設のサブスクにより、新たなライフスタイルを推進する実証事業を実施

### 日本初の観光型MaaS「Izuko」

MaaSを通じて提供しているサービス



○ 伊豆の旅行において、鉄道、バスのほか、A I オンデマンド乗合交通、レンタカー、自転車等目的地までの最適ルート検索、予約・決済が可能なシステム